

モニタリング 強化型特別保証

認定経営革新等支援機関との連携のもと、定期的なモニタリングを通じて、経営状況の変化の予兆を早期に捉えることで、経営支援等により経営力の向上を促し、経営状況の改善を図る保証制度です！

認定経営革新等支援機関とは…

中小企業者の支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関です。
(例：税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関など)

本制度を利用した場合、
令和8年3月16日～令和9年3月31日
保証申込受付分について

信用保証料
1/2相当額を国が補助！

※詳細は裏面をご確認ください
【単位：年率%】

カテゴリ	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
基準料率	1.900	1.750	1.550	1.350	1.150	1.000	0.800	0.600	0.450
実質負担のお客様の ①令和8年3月16日～ 令和9年3月31日 保証申込受付分	0.950	0.880	0.780	0.680	0.580	0.500	0.400	0.300	0.230

あなたのチャレンジを応援します！
—企業とともに未来へ—

茨城県信用保証協会

水戸営業部

〒310-0801
水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階
◆保証経営支援課 ☎029-224-7812
◆企業サポート室 ☎029-224-7813
◆企業サポート室経営アシストグループ ☎029-224-7852

土浦営業部

〒300-0043
土浦市中央二丁目2番28号
◆保証経営支援一課 ☎029-826-7812
◆保証経営支援二課 ☎029-826-7826
◆企業サポート室 ☎029-826-7813

ホームページは
こちら



LINEは
こちら



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

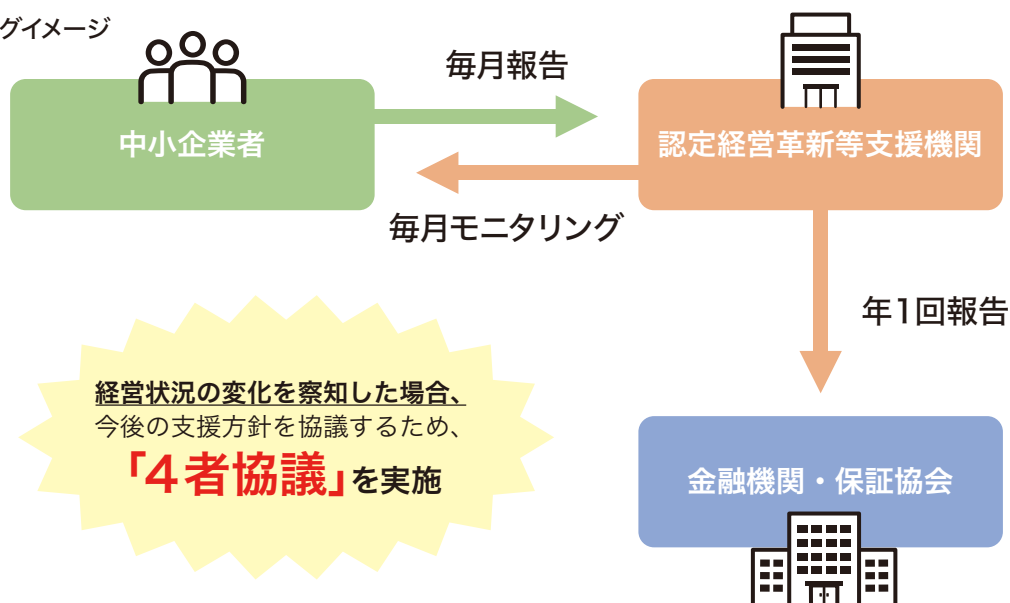


モニタリング強化型特別保証

申込人 資格要件	認定経営革新等支援機関との連携により、月次で財務状況や資金繰り状況等を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約する書面を提出している中小企業者。 なお、当該認定経営革新等支援機関が申込金融機関である場合は、申込人の金融機関からの総借入金残高のうち申込金融機関におけるプロパー融資残高の割合が 5割以上 であるものに限る。
保証限度額	2億8,000万円 組合 4億8,000万円
責任共有割合	80%保証（責任共有対象）
資金使途	事業資金
保証期間	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間：運転資金 1年以内 設備資金 3年以内 運転設備 3年以内)
信用保証料率	0.45%～1.90%
信用保証料補助	令和8年3月16日～令和9年3月31日保証申込受付分 1/2 相当額を補助
連帯保証人	必要となる場合がある。 (ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要)
担保	必要に応じて
貸付利率	金融機関所定
添付書類	「モニタリング強化型特別保証制度」申込人資格要件申告書兼誓約書
取扱期間	令和8年3月16日～令和11年3月31日(保証申込受付分)まで

中小企業者は、認定経営革新等支援機関との連携により、貸付実行日の属する事業年度から**5事業年度**において、毎月財務状況や資金繰り状況等を把握し、年に1回経営状況等を金融機関及び信用保証協会に報告を行う必要があります。また、認定経営革新等支援機関が経営状況の変化を察知した場合にも、報告を行う必要があります。

●モニタリングイメージ



報告様式等は
こちらから

